

高岡市民病院自動免疫検査分析装置賃貸借に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

現在賃借中の自動免疫検査分析装置(以下、装置という。)の耐用年数超過による借り換えにあたり、高岡市民病院(以下、本院という。)における検査科装置としての役割、必要とする機能、また実際の使用者の操作性、借入及び使用にかかる費用等を複合的に鑑み、適切な装置を選考し、本院の機能充実に寄与する。

2 対象とする装置

当院検査科にて使用する自動免疫検査分析装置一式

詳細は別紙「高岡市民病院 検査科自動免疫検査分析装置仕様書」のとおり

3 借入期間

令和2年1月1日(水)～令和2年3月31日(火)

各年度ごとの予算確保を条件として、60ヶ月間の借り入れを目安とする。

4 参加資格

(1) 次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- ② 高岡市契約に関する規則(平成17年高岡市規則第35号。以下「規則」という。)第27条第1項の競争入札参加者名簿に登録され、かつ、高岡市建設工事等氏名停止基準に基づく氏名停止措置を受けていないこと。
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申し立てが行われた者でないこと。
- ④ 同装置類の事業としての取り扱いに必要な、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第23条の2に掲げる資格を有し、同法第39条により富山県からの許可を受けていること。
- ⑤ 令和元年5月末日までに、本院に対し、医療機器もしくは検査試薬のいずれかについて、継続的な納入実績があること。

(2) 次のいずれにも該当しないこと。

- ① 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- ② 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- ③ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に危害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき。
- ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していると認められるとき。

5 手続き等

本プロポーザルに参加を希望する者は、下記により参加表明書、見積書、納入しようとする装置の仕様書及び提案資料（以下「提案資料」という。）を提出すること。

(1) 参加表明書（様式1）の提出

- ① 提出先 高岡市宝町4番1号 高岡市民病院総務課
- ② 提出期限 令和元年6月6日（木）17時まで
- ③ 提出部数 参加表明書1部

(2) 見積書、提案書の提出

- ① 提出先 高岡市宝町4番1号 高岡市民病院総務課
- ② 提出期限 令和元6月18日（火）17時まで
- ③ 提出部数 ・見積書 正本1通 副本6通
・提案資料 7部

6 提出書類の内容

(1) 提案の数

1社につき1提案（1装置）とする。

(2) 提案資料

- ・会社名、装置の製造社名、機種名を明示すること。
- ・用紙の大きさはA4版とする。また、必要に応じ、A3版の用紙をA4版サイズに折り込むことも可とする。ただし、装置の製造元が発行する装置の公式資料がA4サイズでない場合には、これを認める。
- ・参加者による資料は、実際の使用者など装置について専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容とすること。

(3) 見積書

- ・見積書の様式は不問とする。ただし、会社名、代表者氏名を記入のうえ、正本は代表社印を押印したものとし、メールでの提出はこれを受け付けない。
- ・提示する金額には、賃借料、保守管理料、接続料等を含めて記載すること。
- ・検査の実施にあたり使用する試薬及び消耗品等に関する費用その他の情報は、「検査に係る試薬等一覧（様式2）」に記載し、提案資料に添えて提出すること。

(4) 提出後の取り扱い

- ・提出期間終了後は、記載内容の変更は原則認めない。

- ・提出された書類はいずれも返却しない。
- ・提出された書類は、選考に必要なとする範囲において、本院にて複製を作成し、院内で使用することがある。
- ・提出された書類は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。
- ・提出された書類は、高岡市情報公開条例（平成 17 年高岡市条例第 25 号）に基づく情報公開請求により公開する場合がある。
- ・提案者から提供された従業員などの個人情報本プロポーザルの実施に必要な連絡のみに用いることとし、他の用途には用いない。
- ・上記に示す個人情報の取り扱い、高岡市個人情報保護条例（平成 17 年高岡市条例第 26 号）に従う。

7 質問及び回答

(1) 質問方法

会社名、担当者名、質問事項を記入のうえ、文書にて提出すること。書式、提出方法は不問とする。

(2) 質問提出期限

令和元年 6 月 10 日(月) 17 時まで

(3) 質問の回答方法

参加表明書に記載された連絡担当者あて回答する。

ただし、質問の内容によって本プロポーザルによる事業者選定に公平性を保てない場合には、回答しないことがある。なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。また、質問を含む回答内容については、参加者全てに共有する。

(4) 回答の期限

令和元年 6 月 13 日(木) 17 時まで

8 審査の方法

(1) 審査基準

本院が設置する「高岡市民病院検査科自動免疫検査分析装置選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）で定めた評価基準に基づき、選定委員会で提案内容、見積金額及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査し、最優秀社 1 社を特定する。

(2) 審査方法

① 審査

プレゼンテーションの実施後、その内容を踏まえ、選定委員会で定めた評価基準に沿って審査を行う。

② プレゼンテーション

令和元年 6 月 24 日(月) 14 時より（予定）

- ・プレゼンテーションについては、1 社につき 15 分以内とし、提案する装置の性能について、端的な説明を求める。その後、10 分以内で質疑応答を行うものとする。
- ・プレゼンテーションの実施順序は、参加表明書を提出した順とする。

- ・プレゼンテーションの実施にあたり使用する備品等は、すべて提案者で用意することとする。ただし、プロジェクター、スクリーンの使用については本院で用意するものとし、使用する場合には提案資料の提出期限までに、本院へ使用の通知を行うこととする。
- ・プレゼンテーションの実施時間、開錠等の詳細については、後日文書にて通知する。
- ・プレゼンテーションは、複数人での実施を認める。

9 審査の基準

(1) 評価項目について

高岡市民病院検査科自動免疫検査分析装置選定に係る評価項目一覧表に基づき、各評価項目について採点し、その合計を評価点とする。最高点は、100点とする。

(2) 企画提案者の失格について

次の要件のいずれかに該当する場合には、失格とする。

- ① 資格のない者が企画提案書を提出した場合。
- ② 提案資料の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。
- ③ 提案資料に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- ④ 提案資料に記載すべき内容以外の内容が記載されている場合。
- ⑤ 提案資料に虚偽の内容が記載されている場合。
- ⑥ 本件プロポーザルの公告以後に、選定委員会委員及び当院検査科職員と、本業務に関して接触を求めた者がいる場合。
- ⑦ 見積書の価格が、当院の設定する予定価格を超過している場合。
- ⑧ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律225号)に基づく再生手続きの申し立てその他類似の手続きの申し立てがなされた場合。

11 審査結果の通知

審査結果は、令和元年6月28日(金)までの間に発送する普通郵便により通知する。

結果は最終的な採択の当落のみとし、各評価項目の点数及び評価値を算出するための計算式等は公開しない。また、結果に対する異議は受け入れない。

12 採択者との手続き

選考により選ばれた提案者との間においては、速やかに賃貸借契約書を取り交わし、当該機器の発注を行うものとする。

当該契約においては、本プロポーザルにおける提案内容、見積金額と相違ないものとし、選考後その内容を違えた場合には、当該提案者との契約予定を破棄し、次点の提案者との契約取り交わしを行うものとする。

13 事務局

〒933-8550 高岡市宝町4番1号

高岡市民病院 総務課 電話番号 0766-23-0204 (代)

14 その他

- (1) 応募しようとする者は、実施要領などを熟読し、それらを遵守すること。
- (2) 応募しようとする者は、実施要領などの内容及び決定内容について、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 本手続きにおいて仕様する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (4) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。